

脱炭素型ライフスタイル啓発動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する脱炭素型ライフスタイル啓発動画制作業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

脱炭素型ライフスタイル啓発動画制作業務

2 業務の目的

本県では、これまで脱炭素や省エネを軸とした「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を展開してきたが、温室効果ガス排出量削減目標の大幅な引き上げや「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の施行を踏まえ、令和6(2024)年8月から、これまでの取組を強化した、脱炭素を軸とする「とちぎカーボンニュートラル15(いちご)アクション県民運動」を展開している。この運動においては、県民に促したい15の脱炭素行動を「15(いちご)アクション」とし、カーボンニュートラル実現に向けた行動変容を強く促していくこととしている。

カーボンニュートラル実現には、県民一人ひとりが温室効果ガス排出削減を「自分事」として捉え、日々の生活の中で脱炭素行動を実践していくことが重要である。そこで、本業務では「うちエコ診断」の認知や脱炭素行動の経済的メリット及び意義の理解促進、実践への意欲向上を図るとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換につなげていく動画を制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年10月17日(金)

4 業務の内容

(1) 動画コンテンツの制作

ア ターゲット

脱炭素行動に関心の薄い県内在住の概ね20代～40代の男女

特に、家計に関心の高いファミリー層をメインターゲットとする。

イ 内容等

(ア) 本編動画

a. 内容

- ・脱炭素行動実践の誘因となり得る「うちエコ診断」※¹受診を契機とし、受診結果を踏まえた脱炭素の取組による生活や経済的变化及びメリット（光熱費削減等）を紹介することにより家庭分野の脱炭素型ライフスタイルへの転換が期待できる内容とすること。
- ・脱炭素行動が、我慢を伴うものではなく、豊かで快適・健康な新しい暮らしにつながる※²というビジョンを持ち、カーボンニュートラル実現に向け、県民が「自分事」として実践する意欲を向上できる内容とすること。
- ・動画の出演者は、ターゲットの興味・関心を引き、高い広告効果が期待できる著名人と

し、乙の提案を踏まえ、甲乙協議の上で決定する。

- ・著名人候補案の提案にあたっては、本県にゆかりのあるものとし、過年度に気候変動対策課が制作した動画※³との差別化を考慮した上で、実現可能性も念頭にターゲット層への訴求に適した人選を優先すること。

※1：「うちエコ診断」とは、家庭の省エネ・省CO2対策に関する知識を持った「うちエコ診断士」（環境省の公的資格）が、専用ソフトを用いて各家庭の光熱費やエネルギー使用量などの情報をもとに、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ・省CO2対策を提案する診断。

※2：「脱炭素行動が豊かで快適・健康な新しい暮らしにつながる」のイメージ

- ・断熱性能/省エネ：ヒートショック防止、光熱費がお得
- ・太陽光発電：停電時も安心、電気代もお得
- ・蓄電池：停電時も安心、太陽光でつくった電気を無駄なく使う
- ・テレワーク：移動時間の削減、多様な働き方も実現
- ・公共交通機関：健康増進、渋滞解消（移動時間の短縮）

※3：過年度の気候変動対策課制作動画一覧

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/climatechinge_movie.html)

b. 再生時間

5～10分程度

c. 制作本数

1本

d. 想定する使用用途

YouTube 栃木県公式チャンネル、栃木県ホームページ、とちぎ気候変動対策ポータルサイト (<https://zerocarbon.pref.tochigi.lg.jp/>) への掲載

(イ) 広告用動画

a. 内容

- ・「うちエコ診断」の受診や脱炭素行動の実践について、ターゲットの興味・関心を引き出すことができるような、視覚や感覚に訴求するものであること。
- ・視聴後に、甲がとちぎ気候変動対策ポータルサイト等に作成するページへ遷移し、本編動画を視聴することが期待されるものであること。

b. 再生時間

15秒及び30秒

c. 制作本数

15秒バージョン、30秒バージョン 各1本

d. 想定する使用用途

YouTube インストリーム広告（30秒スキップブル、15秒ノンスキップブル）、その他の広告媒体等

(ウ) デジタルサイネージ用動画

a. 内容

「(イ) 広告用動画」で制作した 15 秒バージョン動画を活用し、コンビニエンスストア店内におけるデジタルサイネージ広告として使用できるよう編集を行うこと。

※下記イメージのとおり動画（1,920×1,080px）及び静止画を結合し、1 本の動画（4 画面分割、3,840×2,160px）に編集。

※①③は同一動画、②は静止画とし、横 3 画面モニターで放映することを想定。

〈イメージ〉

① (1,920×1,080)	② (1,920×1,080)
③ (1,920×1,080)	素材なし (黒画面)

b. 再生時間

15 秒

c. 制作本数

1 本

ウ その他

(ア) 具体的な内容（構成・シナリオ など）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

(イ) 字幕やナレーション等を利用すること。

(ウ) 動画の展開と音響とのリンクを意識すること。

(エ) サムネイルは、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画への配置を行うこと。

(オ) データ形式はMP 4、アスペクト比は 16:9、サイズは 1,920×1,080px 以上とすること。

(2) 特記事項

ア 乙は、企画、動画構成、台本作成、演出、出演者との交渉・調整、素材収集・作成、取材、撮影、ナレーション、BGM 音源制作又は選曲、編集等、動画制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼、著作権使用料等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

イ 動画制作の提案にあたっては、新規撮影・作成を原則とすること。ただし、本事業で作成する動画間で共有可能な素材については、重複して使用しても差し支えない。また、甲が保有する本事業関連の素材（ロゴマーク、ピクトグラム、「ニュートラくん」イラスト等）については、必要に応じて協議の上、甲より提供する。

ウ 動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整は乙が行うこと。また、契約

期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

エ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

オ 乙は、企画提案のあった内容を元に「事業企画書」（「事業計画書」及び「実施行程表」を含む）を作成し、甲の承認を得ること。

カ 制作に当たっては、これまで動画制作の実績のあるものと取り組むこと。

5 委託費の支払い等

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

6 成果品の提出等

（1）成果品

以下のア～ウに掲げるデータを格納した DVD-ROM 2 枚

ア 実施報告書

イ 制作した動画（リエディット可能なマスターデータを含む）

ウ 業務実施にあたり収集及び作成したデータ

（2）提出期限

令和 7（2025）年 9 月 30 日（火）

（3）提出場所

栃木県環境森林部気候変動対策課

7 その他

（1）制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）等は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。

（2）第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

（3）本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と乙が協議を重ねながら、適正に履行することとする。

（4）乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

（5）仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

（6）乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。